平成29年10月27日　金曜日　官　報　（号外第235号）　50

第八号様式（第十一条関係）　（Ａ４）

# 廃業等届出書

住宅宿泊事業法第28条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長　殿

届出者　住所

氏名　　印

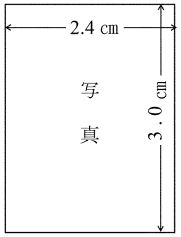
| 受付番号 | 受付年月日 | 届出時の登録番号 |
|---|---|---|
| ＊ | ＊ | （　） |

| | |
|---|---|
| 届出の理由 | 1. 死亡<br>2. 合併による消滅<br>3. 破産手続開始の決定<br>4. 解散<br>5. 廃止 |
| 商号、名称又は氏名 | |
| 届出事由の生じた日 | |
| 住宅宿泊管理業者と届出人との関係 | 1. 相続人<br>2. 元代表役員<br>3. 破産管財人<br>4. 清算人<br>5. 本人 |

備考
①　届出者は、＊印の欄には記入しないこと。
②　「届出の理由」及び「住宅宿泊管理業者と届出人との関係」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
③　死亡の場合にあっては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。

第九号様式（第十八条関係）

表




（　年　月撮影）

## 従　業　者　証　明　書

従業者証明書番号

従業者氏名　　（　年　月　日生）

業務に従事する
営業所又は
事務所の名称
及び所在地

この者は、住宅宿泊管理業者の従業者であることを証明します。

証明書有効期間　　年　月　日から
年　月　日まで

登録番号　国土交通大臣（　）第　　号

商号、名称又は氏名

主たる営業所又は事務所の所在地
代表者氏名

5.392 cm以上 5.403 cm以下

8.547 cm以上 8.572 cm以下

裏

備　考

住宅宿泊事業法抜粋
第三十七条　住宅宿泊管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。
２　住宅宿泊管理業者の使用人その他の従業者は、その業務を行うに際し、住宅宿泊事業者その他の関係者から請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備　考
１　従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
(1)　第１けた及び第２けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下２けたを記載するものとする。
(2)　第３けた及び第４けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が１月から９月までである場合においては、第３けたは０とし、第４けたにその月を記載するものとする。
(3)　第５けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
２　業務に従事する営業所又は事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入し、営業所又は事務所の長の印を押印すること。
３　従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
４　用紙の色彩は青色以外とすること。
５　証明書の有効期間は５年以下とすること。